

御前水G C（北海道）会員の反対で再生計画案が否決に  
反対301名、賛成210名で、会員側は更生法申請  
負債は再生法申請時と同様に、預託金のみ23億円弱

御前水G C美々クラシックコース（18ホール、北海道苫  
小牧市）を経営し、再生手続中の美々リゾート開発株（住  
所同、葛森清克代表取締役他2名、資本金5000万円、  
申請代理人＝濱崎亮弁護士）の再生計画案を決議する債権  
者集会（書面投票と併用）が3月12日に開かれ、反対多数  
で同計画案を否決した。これを受けて会員組織の守る会は、  
会社更生法の適用を翌13日に申し立てた。

決議結果は出席債権者511名の内の58・40％に当たる  
301名の反対、議決権総額約19億円の内の約13億円の反  
対で、再生法の可決要件を満たさなかった。

否決された再生計画案は本紙5346号既報通り自主再  
建型で、今年から10年間の同G Cの営業で得られるキャッ  
シュフロー見込額で、退会会員に預託金の10％を今年11月  
末日に返還（退会者が多数の場合は、限度額を設けて順次  
弁済）、継続会員への弁済率は預託金の12％を新預託金  
（4年据置き）とした新証券を発行するとの内容だった。

反対が過半数となった理由は、会員らの現経営陣に対す  
る不信感で、本紙5346号既報通り「御前水ゴルフ倶楽  
部会員を守る会」（松岡修也代表、事務局＝TEL011・8

72・2936)を組織。更生手続きによる会員主導の再建を目指しており、会員に再生計画案に反対するように呼び掛けていた。再生計画案が否決されることを見越して、守る会のコアとなる会員が更生法申立ての費用として約3000万円を準備していた。

守る会によると「一般社団法人・御前水ゴルフ倶楽部」を設立し、「同法人を核にして、会員中心のゴルフ場として運営したい」と説明している。すでに、一般社団法人の認可申請を行っており、近々にも認可が下りる見込みとされている。

更生法申請は札幌地裁に行っており、申立代理人は堀江健太弁護士(TEL011・280・3777)。当日は保全命令等は出なかったが、更生手続きに移行するとみられる。ちなみに再生手続きは札幌地裁苫小牧支部が担当した。

負債は約22億8000万円で、その内の大部分は会員約740名の預託金、他はリース債権などで金融債権はない。同コースは新千歳空港から直線で3キロと立地に恵まれている。借地部分は、これまでの経営者一族が保有している。